

2021年10月29日

吸収分割に係る事前開示事項  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都港区芝浦三丁目1番1号  
サントリー食品インターナショナル株式会社  
代表取締役 齋藤 和弘

当社は、サントリービバレッジサービス株式会社（住所：東京都新宿区荒木町13番地4、代表取締役：清水靖久、以下「SBV」といいます。）との間で、2021年10月15日付で、当社を吸収分割承継会社、SBVを吸収分割会社とし、2022年1月1日を効力発生日として、SBVのグループ経営本部及び事業推進本部が営む事業（サントリービバレッジソリューション株式会社（以下「SSL」といいます。）とサントリーフーズ株式会社（以下「SFS」といいます。）の間の2021年10月15日付吸収分割契約に基づき、SSLからSFSへ承継される事業を除きます。）、機材運営管理事業（機材の貸与に係る事業を除きます。）並びに不動産管理事業（2021年10月15日においてSSLが営んでおり、SSLとSBVの間の2021年10月15日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生日においてSBVが営む事業を含みます。）（以下「本事業」といいます。）並びに本事業以外の事業に関して有する権利義務の一部を当社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第794条第1項）

吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して、SBVに対し、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。当社は、SBVの発行済株式の全てを所有しているため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① SBV は、2021 年 10 月 15 日付で、コーシン・サントリービバレッジ株式会社（以下「KSB」といいます。）との間で、吸収合併契約を締結しました。

かかる契約に基づく合併により、SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、KSB の権利義務全部を承継する予定です。

② SBV は、2021 年 10 月 15 日付で、SSL との間で、吸収合併契約を締結しました。かかる契約に基づく合併により、SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、SSL の権利義務全部を承継する予定です。

③ SBV は、2021 年 10 月 15 日付で、SFS との間で、吸収分割契約を締結しました。かかる契約に基づく分割により、SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、SFS に対して、SBV の保有するワールドサンフーズ株式会社（以下「WSF」といいます。）の普通株式及び西武商事株式会社の普通株式の全て（以下、総称して「本株式」といいます。）、当社と SSL の間で締結された 2016 年 4 月 1 日付サントリーグループ会社貸付金制度基本契約書に基づくグループファイナンスに係る借入債務のうち、当該吸収分割により承継される本株式の帳簿価額に相当する債務、並びに SBV が SBV 以外の WSF 株主との間で締結している WSF の運営や株式の取扱い等に関する 2016 年 8 月 8 日付株主間契約及びこれに係る契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を承継させる予定です。

④ SBV は、2021 年 10 月 15 日付で、株式会社ジャパンビバレッジ（以下「JB」といいます。）との間で、吸収分割契約を締結しました。かかる契約に基づく分割により、SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、JB に対して、SBV の営む全ての事業から本吸収分割に基づき SBV から当社へ承継される事業

を除いた事業に関して有する権利義務及び当該事業以外に関して有する権利義務の一部を承継させる予定です。

- ⑤ SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、上記④に定める吸収分割契約に基づき、剰余金の配当として、SBV から 2022 年 1 月 1 日における SBV の株主に対して、JB の普通株式の交付を行う予定です。

6. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社の最終事業年度の末日の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 981,549 百万円及び 367,269 百万円であるところ、本吸収分割後において、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。さらに、当社が SBV から承継する債務は、全て重疊的債務引受の方法により承継することとしております。

以上より、本吸収分割後においても当社の債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

以上



## 吸収分割契約書

サントリービバレッジサービス株式会社（以下「甲」という。）とサントリー食品インターナショナル株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うため、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）において営む以下の各号に掲げる事業（本契約締結日においてサントリービバレッジソリューション株式会社が営んでおり、第9条第1項第4号に記載する吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生日後に効力発生日において甲が営む事業を含む。）（以下「本事業」という。）並びに本事業以外の事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

- (1) グループ経営本部及び事業推進本部が営む事業（第9条第1項第2号に記載する吸収分割契約に基づきサントリービバレッジソリューション株式会社からサントリーフーズ株式会社へ承継される事業を除く。）
- (2) 機材運営管理事業（機材の貸与に係る事業を除く。）
- (3) 不動産管理事業

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社  
商号：サントリービバレッジサービス株式会社  
住所：東京都新宿区荒木町13番地4
- (2) 乙：吸収分割承継会社  
商号：サントリー食品インターナショナル株式会社  
住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号

## 第3条（乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務に関する事項）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において、別紙「承継対象権利義務明細表」に承継するものとして記載されている、①本事業に関する資産、債務及び契約その他の権利義務、並びに②甲が本事業以外の事業に関する資産及び債務とする。
2. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、2020年12月31日現在における甲の貸借対照表を基礎として、効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

3. 第1項及び第2項の規定に従い、本吸収分割によって乙に承継される債務は、甲との重畳的債務引受の方法により、承継されるものとする。

#### 第4条（本吸収分割の対価）

乙は、甲の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収分割に際し、甲に対する金銭等の対価の交付を行わない。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により変動する乙の資本金及び準備金の額は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資本金：変動せず
- (2) 資本準備金：変動せず
- (3) 利益準備金：変動せず

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条（分割手續）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他の本吸収分割に必要な事項に関する決議（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。第9条第2項において同じ。）を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

#### 第8条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は生じることが確実と見込まれる場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合は、本契約を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

1. 本契約は、以下の各号に掲げる契約に係る吸収分割及び吸収合併の効力が全て発生していることを停止条件として、その効力が発生するものとする。
  - (1) 株式会社ジャパンビバレッジホールディングスと株式会社ジャパンビバレッジの間

の2021年10月15日付吸収分割契約

(2) サントリービバレッジソリューション株式会社とサントリーフーズ株式会社との  
2021年10月15日付吸収分割契約

(3) コーシン・サントリービバレッジ株式会社と甲の間の2021年10月15日付吸収  
合併契約

(4) サントリービバレッジソリューション株式会社と甲の間の2021年10月15日付吸  
収合併契約

2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、効力発生日までに、第7条第1項に定める甲の株  
主総会における本契約の承認決議、以下の第(1)号及び第(2)号に掲げる契約に基づき必要  
となる当該契約に係る当事者の株主総会における承認決議、又は下記第(3)号に定める剰  
余金の配当についての甲の株主総会における承認決議のいずれか一つでも得られなかつ  
た場合、その効力を失う。

(1) 甲とサントリーフーズ株式会社との2021年10月15日付吸収分割契約

(2) 甲と株式会社ジャパンビバレッジの間の2021年10月15日付吸収分割契約

(3) 前号に定める吸収分割契約に基づき、剰余金の配当として、甲から甲の株主に対し  
て行われる株式会社ジャパンビバレッジの普通株式の交付

#### 第10条 (その他)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙  
協議の上決定する。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2021年10月15日

東京都新宿区荒木町13番地4

甲 サントリービバレッジサービス株式会社  
代表取締役 清水 靖久



東京都港区芝浦三丁目1番1号

乙 サントリー食品インターナショナル株式会社  
代表取締役 齋藤 和弘



別紙「承継対象権利義務明細表」

I. 本事業に関する承継対象権利義務

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、以下の各号に掲げる資産を含み、本事業に関して甲が保有している一切の資産とする。

- (1) 土地建物及び甲が所有する建物に係る建物附属設備
- (2) 一切の機材
- (3) システム・ソフトウェア
- (4) 事業推進本部の MD 推進事業に関して保有している前払費用
- (5) 機材に関して保有している前払費用

但し、以下の各号に掲げる資産を除く。

- (1) 効力発生日前日において甲が保有している機材
- (2) 効力発生日前日において甲が保有しているシステム・ソフトウェア

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、本事業に関して甲が負っている一切の債務とする。

3. 契約

本吸収分割により、乙が甲から承継する契約は、本事業に関して甲が当事者として締結している一切の契約並びにそれらの契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務とする。

II. 本事業以外の事業に関する承継対象権利義務

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、本事業以外の事業に関して甲が保有する以下に掲げる資産とする。

- ・ 株式会社サンベンド株式

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、本事業以外の事業に関して甲が負っている以下に掲げる債務とする。

- ・ 乙とサントリービバレッジソリューション株式会社の間で締結された 2016 年 4 月 1

日付サントリーグループ会社貸付金制度基本契約書に基づくグループファイナンスに係る借入債務のうち、本吸収分割により承継される資産から本吸収分割により承継される債務（本号に基づく借入債務を除く。以下「本承継債務」という。）及び本吸収分割による甲のその他利益剰余金の減少額（当該減少額は、効力発生日に確定する。）に相当する額との合計額を控除した差額に相当する額（但し、本承継債務及び本吸収分割による甲のその他利益剰余金の減少額に相当する額との合計額が資産を上回る場合はゼロとし、当該差額が借入債務の額を上回る場合は当該借入債務の額とする。）

以上



# 第24期計算書類

〔 自 2020年 1月 1日  
至 2020年 12月 31日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	( 13,789 )	流動負債	( 22,571 )
現金及び預金	1,237	買掛金	9,186
受取手形	1	短期借入金	5,693
売掛金	4,127	未払金	2,226
商蔵品	3,433	未払費用	3,859
貯蔵品	35	未払法人税等	37
未収入金	1,499	賞与引当金	535
立替金	296	預り金	695
前払費用	3,159	リース債	333
その他の	10	その他の	4
貸倒引当金	△ 11		
固定資産	( 11,254 )	固定負債	( 4,889 )
有形固定資産	( 3,995 )	退職給付引当金	2,939
建物	765	長期預り金	322
構築物	26	リース債	1,214
車両運搬具	57	資産除去債	213
工具、器具及び備品	499	長期未払金	198
土地	1,218		
リース資産	1,430		
無形固定資産	( 50 )	負債合計	27,461
ソフトウェア	16		
自販機設置権	34		
投資その他の資産	( 7,207 )	純資産の部	
投資有価証券	103	株主資本	( △ 2,440 )
関係会社株式	549	資本金	( 100 )
差入保証金	1,149	資本剰余金	( 373 )
長期前払費用	2,459	資本準備金	72
繰延税金資産	2,915	その他資本剰余金	300
長期貸付金	24	利益剰余金	( △ 2,914 )
その他の	66	その他利益剰余金	( △ 2,914 )
貸倒引当金	△ 60	別途積立金	3
		繰越利益剰余金	△ 2,917
		評価・換算差額等	( 23 )
		その他有価証券評価差額金	23
		純資産合計	△ 2,417
資産合計	25,043	負債純資産合計	25,043

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

〔 自 2020年 1月 1日  
至 2020年12月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		99,763
売 上 原 価		51,204
売 上 総 利 益		48,559
販売費及び一般管理費		53,489
営 業 損 失		△ 4,930
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3	
賃 貸 料 収 入	57	
助 成 金 収 入	65	
そ の 他	11	137
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
雑 支 出	7	16
経 常 損 失		△ 4,808
特 別 損 失		
固定資産売却及び廃棄損	26	
減 損 損 失	22	
災 害 関 連 費 用	4	54
税引前当期純損失		△ 4,862
法人税、住民税及び事業税	86	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,661	△ 1,574
当 期 純 損 失		△ 3,288

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書

〔 自 2020年 1月 1日 〕  
〔 至 2020年12月31日 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100	72	300	373	3	371	374	848	26	874
当期変動額										
当期純損失						△ 3,288	△ 3,288	△ 3,288		△ 3,288
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△ 3	△ 3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 3,288	△ 3,288	△ 3,288	△ 3	△ 3,291
当期末残高	100	72	300	373	3	▲ 2,917	▲ 2,914	▲ 2,440	23	▲ 2,417

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 個別注記表

## (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券  
関係会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産……………最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しています。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しています。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
一般債権については貸倒実績率を採用しています。  
貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 賞与引当金  
賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっています。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響については、2020年6月以降、事業は回復基調にあると仮定しています。当該仮定に基づき、有形固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等、会計上の見積り及び判断を行っています。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、これら見積りと将来の実績が異なる可能性があります。

## (貸借対照表)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,732百万円
2. 債務保証	
関係会社の賃借契約に対する債務保証を次のとおり行っています。	
コーシンサントリービバレッジ株式会社	1,332百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,367百万円
短期金銭債務	16,241百万円

## (損益計算書)

関係会社との取引高		
営業取引	売上高	5,514百万円
	仕入高	49,573百万円
	販売費及び一般管理費	7,667百万円
営業取引以外の取引	営業外収益	144百万円
	営業外費用	5百万円

**(株主資本等変動計算書)**

当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 4,404株

**(税効果会計)**

- 繰延税金資産の発生の主な原因  
賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認等です。  
また、評価性引当額は271百万円です。
- 繰延税金負債の発生の主な原因  
資産除去債務に対応する除去費用です。

**(1株当たり情報)**

- 1株当たり純資産額  $\Delta$ 548,872円35銭
- 1株当たり当期純損失 746,760円83銭

**(金融商品)**

- 金融商品の状況に関する事項  
当社はグループ会社貸付金制度により手元資金の運用及び資金調達を行っており、投機目的のための運用は行わない方針です。売掛金等に係る顧客の信用リスクは、取引先別のモニタリングにより低減を図っています。有価証券は、主に取引先企業の株式であり、公正な評価額の変動リスクに晒されていますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握しています。
- 金融商品の時価等に関する事項  
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金及び預金	1,237	1,237	-
(2)売掛金	4,127	4,127	-
(3)未収入金	1,499	1,499	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	84	84	-
(5)買掛金	(9,186)	(9,186)	-
(6)短期借入金	(5,693)	(5,693)	-
(7)未払金	(2,226)	(2,226)	-
(8)未払費用	(3,859)	(3,859)	-
(9)リース債務(*2)	(1,548)	(1,520)	$\Delta$ 28

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(\*2) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

**資産**

- 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- 投資有価証券  
時価について、株式は取引所の価格によっています。

**負債**

- 買掛金 (6) 短期借入金 (7) 未払金 (8) 未払費用  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- リース債務  
時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	19
関係会社株式 (*1)	549

(\*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(関連当事者との取引)

1. 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	サントリー・ビバレッジ・ソリューション 株式会社	被所有 直接100.0%	商品の仕入 役員の兼任 設置機材の使用	商品の仕入等 (注1)	49,572	買掛金	8,931
				機材費の支払等 (注2)	7,518	未払費用	1,589
				受取販促費 (注2)(注3)	-	未収入金	105
親会社	サントリー・食品インターナショナル 株式会社	被所有 間接100.0%	資金の貸借	資金の貸借 (注4)	5,893	短期借入金	5,893
				支払利息 (注4)	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
- (注2) 取引条件は、一般的な取引条件を参考とし、交渉の上で決定しています。
- (注3) 外部の取引先に対して、親会社が負担する販促費の支払いをサントリー・ビバレッジサービス株式会社が実施したものであり、親会社との直接的な取引でないため取引高の記載を省略しています。
- (注4) 資金の貸借はグループ会社貸付金制度によるものであり、適用金利については市場金利を勘案して決定しています。なお、資金の貸借に係る取引金額は期末残高を記載しています。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	コーンサントリー・ビバレッジ 株式会社	所有 直接88.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売 (注1)	4,154	売掛金	753
				債務保証 (注2)	1,332	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
- (注2) 子会社の賃借契約に対して、債務保証を行っています。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 第24期計算書類 附属明細書

〔 自 2020年 1月 1日  
至 2020年 12月 31日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
建物	889	12	25	110	765	1,356
構築物	25	5	0	4	26	169
車両運搬具	94	-	-	36	57	158
工具、器具及び備品	502	182	0	185	499	1,742
土地	1,241	-	22 (22)	-	1,218	-
リース資産	1,618	171	-	360	1,430	1,306
有形固定資産計	4,371	371	49	697	3,995	4,732
ソフトウェア	0	17	-	1	16	
自販機設置権	50	-	-	15	34	
無形固定資産計	50	17	-	17	50	

(注)「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額です。

## 2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
貸倒引当金	91	-	19	72
賞与引当金	542	535	542	535
退職給付引当金	2,713	353	127	2,939

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
1. 販売促進費及び手数料	20,864
2. 販売機材費	8,152
3. 運送費及び保管料	739
4. 給料手当	12,702
5. 賞与及び賞与引当金繰入額	2,134
6. 退職給付費用	635
7. 福利厚生費	2,692
8. 賃借料	2,487
9. 減価償却費	714
10. ブランドロイヤリティ	101
11. その他	2,262
計	53,489

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 第 24 期事業報告

〔 自 2020 年 1 月 1 日  
至 2020 年 12 月 31 日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

## 事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 2020年度における当社取締役会の議題一覧

開催日	議題 (タイトル)
2020/1/17	仙台南支店移転、利益相反取引 (対サントリービバレッジソリューション(株))
2020/2/13	4, 1 付組織改定、人事異動
2020/2/18	2019 年度決算承認、株主総会付議事項、株主総会書面開催
2020/2/21	東京東支店賃貸借契約更新
2020/3/3	KSB 本社・金沢支店移転
2020/3/17	20 年末要員計画、20 年経験・21 年新卒採用計画、 グループファイナンス借入枠設定
2020/3/27	総会後取締役会、代取・役付選定、担当決定
2020/4/13	第 1 四半期決算報告、コーシ・サントリービバレッジ(株)本社移転に伴う当社保証付与、 仙台南移転
2020/4/27	グループファイナンス借入枠増枠申請
2020/5/26	グループファイナンス借入枠再増枠申請
2020/6/12	7. 1 付組織改定・人事異動 (九州)
2020/7/14	責任権限規程 (投資委員会付議基準) 改定、第 2 四半期決算報告
2020/8/13	9. 1 付人事異動
2020/8/18	9. 1 付臨時株主総会付議事項、臨時株主総会書面開催
2020/10/13	第 3 四半期決算報告
2020/10/15	11, 1 付人事異動 (中四国)
2020/11/13	(株)サン・ベンディング 東北からサントリービバレッジソリューション(株)への株式譲渡承認
2020/12/2	2021 年 1 月 1 日付人事異動
2020/12/18	予算承認、就業規則改定、取締役担当業務変更

#### (2) 対応すべき課題

当社は、当事業年度に当期純損失を計上し、債務超過の状況であり、継続企業の前提に関する重要な事象が存在しております。しかしながら、親会社であるサントリー食品インターナショナル(株)からの資金援助を含めた経営支援は維持、継続しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017 年度 第 21 期	2018 年度 第 22 期	2019 年度 第 23 期	2020 年度第 24 期 (当期)
売上高 (百万円)	124,448	126,223	124,637	99,763
当期純利益 (百万円)	△29	△442	△512	△3,288
一株当たり当期純利益 (円)	△6,691	△100,423	△116,298	△746,760
総資産額 (百万円)	27,003	27,239	26,573	25,043

2. 会社の状況に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位・担当 (2020年12月31日現在)	地位・担当の変更 (2021年1月1日以 降)	辞任日
清水 靖久	代表取締役社長/ 営業統括本部長		—
野上 将光	取締役/ 管理本部長 兼グループ管理部長	取締役/ 管理本部長 兼企画本部長 兼経営企画部長	—
中林 祐二	取締役 企画本部長 兼経営企画部長	—	2020年12月31日
内貴 八郎	取締役		—
山口 昌利	取締役		—
澄川 潤一	取締役		—
東 文俊	取締役		—
丹羽 雅之	監査役		—
玉川 純	監査役		—

(注) 2020年4月1日付にて、新たに福田哲之氏が監査役に就任し、同年8月31日付にて退任しました。

事業報告 附属明細書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

事業報告の内容を補足する重要な事項については、特にありません。

以上

## 監査報告書

私たち監査役は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

サントリービバレッジサービス株式会社

監査役 丹羽雅之 

監査役 玉川 純 

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

サントリービバレッジサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

平野 礼人 

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリービバレッジサービス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上